

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|----------------------------|---|-----------|----------------------------------|--|------|-----------|-----|----------|----|
| 1 | H29道路占有物件情報管理業務(川崎市及び横浜市域) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月3日 | (一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市である川崎及び横浜市域における道路占有許可、道路工事調整及び道路占有物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効かつ適正な利用及び道路占有物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>左記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占有物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、左記法人と随意契約を締結するものである。</p> | 非公表 | 9,847,440 | — | | |

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|-----------------------------------|---|------------|----------------------------------|--|------|-----------------|-----|----------|----|
| 2 | H29道路占用物件情報管理業務(拡大区域) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月3日 | (一財)道路管理センター 東京都千代田区平河町1-2-10 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、「道路管理システム」を利用して、横浜国道事務所が管理する一般国道の内、政令市域を除いた区域における道路占用許可、道路工事調整及び道路占用物件管理等に関する情報処理業務を円滑に行うものである。</p> <p>道路管理システムは、通信、電力、瓦斯、水道、下水道及び地下鉄などの多種多様な公益物件が輻輳して埋設されている大都市において、道路地下空間の有効且つ適正な利用及び道路占用物件管理の合理化を図るため、道路管理者(国、東京都、23区、政令市)及び関係公益事業者(電気通信、電力、ガス、水道、下水道、地下鉄等)からなるシステム参加者が共同利用し、共同で費用負担して運営されているデータベースシステムである。このため、個別の道路管理者や公益事業者が単独で運営が可能なシステムではない。</p> <p>左記法人は、道路空間の有効かつ適正な利用及び道路占用物件の管理の高度化等に資する調査研究を行い、GIS技術を利用した高度のシステムである「道路管理システム」を開発、運用等を業務とする法人であって、上記のシステム参加者が共同で利用する「道路管理システム」を管理し、同システムのソフトウェア及びデータベースの著作権を唯一有している法人である。</p> <p>以上の理由により、本業務は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務大臣通知)の「行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの」に該当することから、左記法人と随意契約を締結するものである。</p> | 非公表 | 5,466,052 | — | | |
| 3 | 平成29年度単価契約 横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その1) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月17日 | (株)みなと鑑定 神奈川県横浜市中区本町1-7 | <p>本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。</p> <p>本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。</p> <p>左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。</p> | 非公表 | 基準単価 156,600 | — | | |

公共調達 の 適正化 について (平成18年8月25日付財計第2017号) に 基づく 随意契約 に 係る 情報の 公表 (物品 役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|-----------------------------------|---|------------|------------------------------------|--|------|-----------------|-----|----------|----|
| 4 | 平成29年度単価契約 横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その2) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月17日 | (株)エー・エヌ不動産鑑定 神奈川県横浜市戸塚区川上町91-1 | 本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。 | 非公表 | 基準単価 156,600 | — | | |
| 5 | 平成29年度単価契約 横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その3) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月17日 | 神奈川鑑定 神奈川県横浜市戸塚区上矢部284-8 | 本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。 | 非公表 | 基準単価 156,600 | — | | |
| 6 | 平成29年度単価契約 横浜国道事務所不動産鑑定評価等業務(その4) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年4月17日 | 東西アプレイザル 東京都調布市八雲台1-37-14 | 本業務は、横浜国道事務所が施行する事業のために必要となる標準地等の鑑定評価及び鑑定評価書(意見書等を含む。)の作成並びにこれらに付随する諸業務を行うものである。 本業務を遂行するにあたっては、その企画内容等により目的達成の如何がかかっていると考えられることから、企画競争方式による特定手続きにより業者の特定を行った。 左記業者は、企画提案書において総合的に最も優れた提案を行った者であり、左記業者と随意契約を締結するものである。 | 非公表 | 基準単価 156,600 | — | | |

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|--------------------------------|---|------------|--|--|------------|------------|--------|----------|----|
| 7 | H29神奈川県内の自転車を活用したまちづくりに関する広報業務 | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年5月19日 | (株)神奈川新聞社 神奈川県横浜市中区太田町2-23 | 本業務は、神奈川県内において安全で快適な自転車利用環境の創出によるまちづくりについて、自治体関係者と連携して、幅広い層の地域住民を対象に理解促進を図ることを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。 | 7,992,000 | 7,992,000 | — | | |
| 8 | H29神奈川地域道路事業等ラジオ放送業務 | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年6月1日 | (株)電通東日本第3営業局さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 | 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報についてラジオ放送等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。 | 14,990,400 | 14,990,400 | 100.0% | | |
| 9 | H29横浜国道規制情報等新聞広告掲載業務 | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成29年6月12日 | (株)電通東日本第3営業局さいたま支社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 | 本業務は、横浜国道事務所管内の通行規制、注意喚起等の情報について新聞広告掲載等を実施するものであり、地域住民や道路利用者の利便性に関わる情報を提供することを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、技術力、経験、知識などを含めた企画提案を求め、企画競争方式により選定を行った。 左記業者は、企画提案書において、総合的に最も優れた提案を行った業者であり、当該業務を実施するのに適切と認められたため、左記業者と契約を締結するものである。 | 10,994,400 | 10,994,400 | 100.0% | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|------------------|---|------------|-------------------------------------|--|-----------|-----------|-------|----------|----|
| 10 | 横浜国道管内除雪等作業(その1) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 大成建設(株)横浜支店 神奈川県横浜市中区長者町6丁目96番地2 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 5,799,600 | 5,778,000 | 99.6% | | |
| 11 | 横浜国道管内除雪等作業(その2) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | (株)熊谷組 東京都新宿区津久戸町2番1号 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 6,048,000 | 5,616,000 | 92.9% | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|------------------|---|------------|-----------------------------------|--|------------|------------|--------|----------|----|
| 12 | 横浜国道管内除雪等作業(その3) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 西松建設(株)関東土木支社 東京都港区虎ノ門一丁目1番18号 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 10,778,400 | 10,778,400 | 100.0% | | |
| 13 | 横浜国道管内除雪等作業(その4) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 大野建設(株) 神奈川県愛甲郡愛川町中津4071番地1 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 2,667,600 | 2,667,600 | 100.0% | | |

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|------------------|---|------------|----------------------------------|--|-----------|-----------|--------|----------|----|
| 14 | 横浜国道管内除雪等作業(その6) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 小雀建設(株) 神奈川県横浜市戸塚区小雀町129番地3 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は「災害時における早期情報収集及び応急対策に関する協定書」を締結している左記業者と災害対応契約を締結するものである。</p> | 3,153,600 | 3,153,600 | 100.0% | | |
| 15 | 横浜国道管内除雪等作業(その7) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 鹿島道路(株)横浜支店 神奈川県横浜市西区北軽井沢63番地 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 3,142,800 | 3,024,000 | 96.2% | | |

公共調達 of 適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

| 番号 | 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 備考 |
|----|-------------------|---|------------|--------------------------------------|--|-----------|-----------|--------|----------|----|
| 16 | 横浜国道管内除雪等作業(その10) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 戸田道路(株) 東京都中央区日本橋一丁目12番8号 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 1,339,200 | 1,328,400 | 99.2% | | |
| 17 | 横浜国道管内除雪等作業(その12) | 淡中 泰雄 関東地方整備局 横浜国道事務所 横浜市神奈川区三ツ沢西町13-2 | 平成30年3月20日 | 前田道路(株)西関東支店 神奈川県横浜市中区不老町3丁目12番地5 | <p>会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号</p> <p>本業務は、平成30年1月22日、及び2月1日の南岸低気圧による大雪に伴い、横浜国道管内で発生した大雪の災害対応を行う業務である。</p> <p>災害発生時、積雪により国道1号、国道16号及び国道246号を含む管内の複数の箇所ですら車両が走行不能となり車道を塞いでいた為、管内における除雪体制の確保が困難な状況であり、災害の発生が懸念された。</p> <p>国道1号、国道16号、国道246号は、東京都と横浜市を結ぶ主要幹線道路で、東京、横浜等の都市活動を支える大動脈である事から、更なる災害の発生を防ぐ事が求められる為、除雪作業を実施する必要があった。</p> <p>以上の理由により、本作業を行うにあたっては、現場状況に精通し、迅速な災害対応を施行する事が求められる。</p> <p>よって、横浜国道事務所は現場地域状況に精通しており、かつ、現在、近隣地域において工事を施工しており、必要な資機材・労力を早期に手配出来る左記業者を契約の相手方としたものである。</p> | 1,285,200 | 1,285,200 | 100.0% | | |